

燃やせるごみ

**燃やせるごみ
指定袋**
＜容量は4種類＞
45ℓ 20ℓ
10ℓ 5ℓ

有料

45分
分解しても
入らない場合

**燃やせるごみ
指定シール**
＜種類は3種類＞
大・中・小

《集積所への出し方》

燃やせるごみの指定袋に入れて、持ち手部分を縛って出してください。
指定袋に入らないごみは、直接、燃やせるごみの指定シールを貼って出してください。

指定袋の販売価格
(10枚1組で販売)

指定シールの販売価格
(1枚単位で販売)

容量	販売価格	区分	販売価格
45ℓ	495円	大 (30kgまで)	180円
20ℓ	220円	中 (20kgまで)	120円
10ℓ	110円	小 (10kgまで)	60円
5ℓ	55円		

一辺の長さが50cmを超える大きさのもの、重さが30kgを超えるものは集積所に出せませんが、分解などして長さ50cm以下にし、指定袋に入れるか、指定シールを貼ることで集積所に出せます。

指定袋に入れて出す主な例

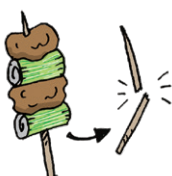
●ぬいぐるみ、衣類、靴など

衣類のボタン・ファスナーなどはつけたままで構いません。



●竹串など

先の尖ったものは必ず折ってください。

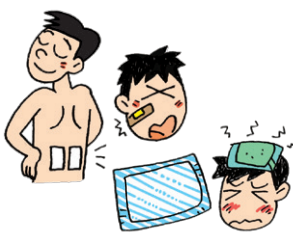


●紙製の芯

(トイレトーパー、ラップ、アルミホイルなどの芯)



●湿布、ばんそうこう、保冷剤



●紙おむつ、ペットの砂

汚物はトイレへ流してください。



●草・花、野菜の茎



●紙くす

●タバコの吸殻
●手紙、ダイレクトメールなど
●アルバム(金属は、外してください)



●飲まなくなった錠剤



●貝殻、カニの殻、とうもろこしの芯・皮、竹の子の皮など発酵しにくい台所ごみ



●クリーニングの袋



●バケツ、洗面器、スキーウェア、雨ガッパ、合成樹脂製の靴、容器包装以外のプラスチック製品



●ビデオ・カセットテープ・CD (ケースごと)、プラスチック製のおもちゃ



指定シールを貼って出す主な例(1束ごとに一枚のシールが必要です)

3種類	大 (30kgまで)
	中 (20kgまで)
	小 (10kgまで)

ごみを出す際、計量してその重さにあった指定シールを貼ってください。

※分解などして一辺の長さを50cm以下にしてください。

小シール

ふとん、カラーボックス、座布団、座椅子 (金属を含むものを除く)、カーテン、ござ、毛布、すだれ、すのこ
※ふとんやマットレス(スプリングが入ってないもの)などはひもで十字に縛って出してください。

燃やせるごみ指定シール

